

(2) 市場経緯及日誌

0113

REEL No. A-0211

0069

アジア歴史資料センター

1338

杉村重移官用

北支事變經緯(1)

(昭和十二年七月十四日現在東亞一)

事實並ニ現地ニ於ケル折衝

豐臺駐屯日本軍第一聯隊第八中隊ハ昭和十二年七月七日夜半北平西
 南郊盧溝橋ニ於テ演習中午後十一時四十分頃二十九軍ニ屬スル馮
 治安廳下ノ部隊ノ爲同部落及同地北方ノ龍王廟方面ヨリ射擊セラ
 レタルニ依リ直ニ演習フ中止シ豐臺殘存部隊ト共ニ盧溝橋ヲ那兵
 營フ距ル五六百米ノ地點ニ集結セリ北平駐在ノ我陸軍特務機關長
 ハ直チニ冀察側ニ聯絡シ寺平大尉、櫻井顧問、外交員會林薪宇
 等ノ一行ハ現地調査ノ爲八日午前三時半北平發現地ニ急行連絡ニ
 當リタルモ兩軍ハ午前五時廿分頃再び砲火ヲ交ヘ我方ハ野島少尉

外務省

0113

12.7
SP. 306

3

0117

1338

負傷シ鹿^内准尉駕死其ノ他若干ノ損害アリタリ尚七日夜ノ不法射
 擊ト同時ニ豊台天津間、豊台北平間軍用電話不通トナリ支那側ノ
 攻撃力計量的ニ非サルヤフ疑ハシメタリ

八日午前十一時支那側參謀ハ我方將校ト現地ニ於テ會見シ不取敢
 永定河沿方中ノ島ノ支那部隊ハ同河西岸ニ撤退シ北方中ノ島ノ我
 部隊ハ東岸ニ撤收方略合戦立シ尙參謀ハ之ヲ支那側本部隊ニ語リ
 承諾スルニ於テハ二時間以内ニ撤退スルコトトナレリ一方我方ハ
 北平ニ於テ秦德純ト折衝セルモ先方ハ日本議ニ非アリトノ主張ヲ
 壓持セル爲交渉ハ決裂ニ該シタルガ尙折衝ノ結果漸々支那側ハ撤
 退フ承諾シ九日午後四時頃盧溝橋殘留支那部隊ハ永定河以西ニ撤
 退フ完了シ保安隊代ツア入城シ我軍亦豊台方面ニ集結フ開始セリ

外務省

12.7

SP. 306

4

0068

REEL No. A-0211

アジア歴史資料センター

1338

然ルニ命令充分徹底セサリシ爲カ十日夕刻ヨリ現地支那軍ハ約ニ
反シ龍王廟ヘノ再進出、衙門口方面ヨリノ發砲並ニ永定河右岸
リノ射擊等ノ挑戦的行動ニ出テ來レルモ一 支那兵約百名ハ十日午
後五時蘆溝橋北方約四杆衝門口附近ヨリ蘆溝橋驛附近ノ我軍部隊
ニ攻撃ヲ加ヘ又永定河右岸ニ兵力ヲ増加シ迫撃砲ヲ以テ我軍部隊
ヲ射撃セリー我方ヘ尙和平解決ノ希望ヲ棄ツルコトナク銳意折衝
ヲ續ケタル結果十一日午後八時漸ク日支双方ノ話合妥結フ見第廿
九軍代表トシテ張自忠及張允榮ハ(二)第廿九軍代表ハ日本軍ニ對シ
遺憾ノ意ヲ表シ且責任者ヲ處分シテ將來責任ヲ以テ再ヒ斯ノ如キ
事件ノ惹起ヲ防止スルコトヲ聲明ス(二)支那軍ハ豐台駐屯日本軍ト
接近シ過キ事件ヲ惹起シ易キヲ以テ蘆溝橋城廓及龍王廟ニ軍ヲ留

0113

5

SP. 306

12.7

0120

外務省

0069

1338

外務省

SP. 306

6

12.7

メス保安隊ヲ以テ其ノ治安ヲ維持ス(二)本事件ハ所謂藍衣社、共產
黨其他抗日系各團體ノ指導ニ胚胎スルコト多キニ鑑ミ將來之力
對策ヲ爲シ且取締ヲ徹底スノ三項ノ全部ヲ承諾セリ尤モ支那側ノ
挑戦的行為ハ依然盛ニシテ果シテ誠意ヲ以テ本取締ヲ實行スルノ
誠意ヲ有スルヤ疑問ナルフ以テ我方ヘ支那側不信行為ヲ監視スル
ト共ニ今後ノ行動ニ付テモ準備中ナリ

REEL No. A-0211

アジア歴史資料センター

1338

中央ノ万針並ニ南京ニ於ケル措置

事變發生スルヤ政府ト在支大使ニ封シ我方ハ國ヨリ進テ事ヲ荒立
 ツルノ意ナキモ支那側ノ態度如何ニ依リテハ我方トシテ重大決
 意ノ已ムナキニ至ルヘキニ付速力ニ時局ヲ收拾スル様支那側ニ申
 入方調電セリ右ニ基キ十一日在支日高參事官ハ外交部次長陳介ト會
 見セルニ同次長ハ支那側ハ出來得ル限り和平的解決フ圖リ度キ意
 向ナルカ日本軍力從來北支ニアル以上ノ兵力ヲ繼續増強スルニ於
 テハ支那側モ自衛上何等カノ措置ニ出ツルコトモアルヘシトテ我
 軍隊ノ出動停止フ要望セルニ付同參事官ヨリ調電ノ次第フ嚴重申
 入レ置キタリ同參事官ハ更ニ十二日在南京帝國陸海軍武官ト同行
 外交部長王寵惠ト會見ノ上更ニ我方万針ヲ申傳ヘタルニ同部長ハ

外務省

0122

SP. 306

7

0121

1338

支那側ハ事件ヲ擴大スルノ意思ナキ處報道ニ依レハ日本側ハ開戦
 軍及朝鮮軍ノ外内地ヨリモ部隊ヲ出動セシメタル由ニテ右ハ事態
 ヲ局限スルノ趣旨ニ合致セス(1)双方ノ軍隊ヲ原駐地ニ歸還セシム
 ルコト(2)双方共新ニ部隊ヲ増援セサルコト緊要ナル旨力説セリ次
 テ日高參事官ヨリ今次事件ニ付戰闘行爲中止ノ申合成立セル場合
 中央ニ於テ右現地ノ協定ヲ否認又ハ破壞スルニ於テハ事態ヲ重大
 化セシムルコトトナルヘキ處支那側ニハ右ノ如キ意思ヲ有セスト
 認ムルカ如何ト質シタルニ同部長ハ之ヲ首肯セリ(尤モ後刻外交
 部ヨリ覺書ヲ以テ現地ニ於テ既ニ議定セラレ或ハ將來成立スルコ
 トアルヘキ如何ナル了解又ハ協定モ中央ノ承認ヲ經テ初メテ有效
 ナルヘシトノ趣旨ヲ申越セリ)尙中央軍ノ動員及北上等ニ關スル

外務省

SP. 306

6

は(イ)

12.7

0070

REEL No. A-0211

アジア歴史資料センター

1338

我方質問ニ對シ同部長ハ明言ヲ避ケタルモ否定セス又右會談ノ際
我方ヨリ排日取締・居留民ノ保護・支那紙ノ抗日的筆致等ニ付テ
モ申入レ置キタリ

先之十一日政府ハ事態ノ重大性ニ顧ミ緊急閣議ヲ開催陸軍省閣議
請議案ヲ決定セルカ其ノ要旨左ノ如シ

(事變勃發ノ經緯ヲ述ヘタル後)「以上ノ事實ニ鑑ミ今次事件ハ
全ク支那側ノ計較的武力抗日ナルコト最早疑ノ餘地ナシ思フニ北
支治安ノ恢復ハ最モ迅速ヲ要スルモノアルノミナラス支那側力不
法行爲ハ勿論排日侮日行爲ニ對スル謝罪ヲナシ及今後斯ル行爲ナ
カラシムル爲ノ適當ナル保障ヲ得ルノ必要アリ

即チ軍ハ今ヤ豫メ關東軍及朝鮮軍ニ於テ準備シアル部隊ヲ以テ急

外務省

0124

12.7 SP. 306 9

0123

1338

邊支那屬屯軍ヲ増援スルト共ニ内地ヨリモ所要ノ部隊ヲ動員シテ
之ヲ北支ニ急派スルノ要アリ而シテ東亞ノ和平維持ハ帝國ノ常ニ
念願スルトコロナルフ以テ今後共局面不擴大現地解決ノ方針ヲ堅
持シテ平和的折衝ノ望ヲ捨テス又前記支那側ノ謝罪及保障フナサ
シムル目的ヲ達シタルトキハ速ニ派兵ヲ中止セシムルコト勿論ナ
リ」(右建議ノ席上陸軍大臣ヨリ軍トシテハ飽迄現地解決及事件
不擴大ヲ根本方針トスルモノニシテ派兵ヲ決定セハ事件ハ現地ニ
於テ自然解決セラルヘシト思考スル旨述ヘ海軍大臣ヨリ北支派兵
ニ依リ結局全面的日支衝突ヲ招來スルコトトモナルヘク右ノ場面
海軍ノミニテハ警備不足ニ付齊島及上海ノ兩地ニ對シテモ各一個
師團宛派兵アリ度暫述ヘ外務大臣ヨリ也全面的衝突トナル虞アル

外務省

12.7 SP. 306

10

REEL No. A-0211

0091

アジア歴史資料センター

REEL No. A-0211

0092

アジア歴史資料センター

1338

モ右ハ極力同避スルコト可然旨述ヘタル趣ナリ)

外務省

12.7

SP. 306

11

0125